

国道4号 富谷地区電線共同溝PFI事業

要求水準書（案）

令和2年7月

国土交通省東北地方整備局

目次

第1	総則	1
1.	要求水準の位置づけ	1
2.	用語の定義	1
3.	適用範囲	1
4.	事業対象区域	1
5.	事業目的	1
6.	事業の概要	2
7.	業務の内容	2
8.	遵守すべき法令等	3
9.	秘密の保持	3
10.	適用基準	4
11.	業務の監視	4
12.	関係者協議会等の設置	5
13.	事業期間終了時の水準	5
14.	要求水準の変更	5
15.	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	5
第2	調査・設計業務	6
1.	総則	6
2.	調査・設計業務	8
3.	BIM/CIM 活用業務について	9
4.	調整マネジメント業務（設計段階）	12
第3	工事業務	14
1.	総則	14
2.	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	22
3.	工事業務	23
4.	BIM/CIM 活用工事について	28
5.	調整マネジメント業務（工事段階）	32
6.	整備施設の所有権移転業務	32
第4	工事監理業務	33
1.	工事監理業務	33
第5	維持管理業務	34
1.	基本事項	34
2.	点検業務	37
3.	補修業務	38
4.	調整マネジメント業務（維持管理段階）	38

別紙1 事業対象区域図	41
別紙2 ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲	42
別紙3 エ 維持管理業務の対象範囲	43
別添 「特定調達品目対象一覧表」(土木関係)	44

第 1 総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道 4 号富谷地区電線共同溝 P F I 事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)は、国道 4 号富谷地区電線共同溝 P F I 事業(以下「本事業」という。)の業務を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準(以下「要求水準」という。)である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、東北地方整備局は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。東北地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「事業契約書(案)別紙 2 用語の定義」による。

3. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

4. 事業対象区域

(1) 事業対象区域の概要

- 1) 所在地：宮城県富谷市富谷仏所～宮城県富谷市ひより台
- 2) 事業延長：約 0.9 km (道路延長：0.4 km)

(2) 事業対象区域の現況

別紙 1 「事業対象区域図」による。

5. 事業目的

本事業は、富谷市内の準工業地域に位置するとともに、広域指定避難場所(総合運動公園)への避難経路となっており、電線共同溝を整備し無電柱化することで、災害時における緊急輸送道路の確保並びに安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、通行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約とする「電線共同溝型 P F I」を適用し、「工

程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮に民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ効率的・効果的な事業推進を図ることを目的とする。

6. 事業の概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下、「維持管理対象施設」という。）の維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

本事業が対象とする範囲は、別紙1「事業対象区域図」、別紙2「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲」、別紙3「エ 維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

区分 \ 対象	上り線				下り線				
	電線共同溝 (管路部, 特殊部)	歩道	道路附属物 (道路照明, 道路標識)	車道	電線共同溝 (横断部)	車道	道路附属物 (道路照明, 道路標識)	歩道	電線共同溝 (管路部, 特殊部)
調査・設計業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない。

7. 業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

なお、本事業は、調査設計から施工及び維持管理までを含めた包括的かつ長期の事業契約として、事業の工期短縮及び協議調整等に対する民間企業の技術的ノウハウを求めるものである。

(1) 調査・設計業務

- 1) 調査業務
- 2) 詳細設計業務
- 3) 調整マネジメント業務（設計段階）

(2) 工事業務

- 1) 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- 2) 整備工事業務
※電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
- 3) 整備施設の所有権移転業務
- 4) 調整マネジメント業務（工事段階）

(3) 工事監理業務

- 1) 工事監理業務

(4) 維持管理業務

- 1) 点検業務
- 2) 補修業務
- 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(5) 事業期間

- 1) 設計業務・工事業務：事業契約の締結～令和10年3月頃（上限8年）
- 2) 維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和25年3月末（16年）

なお、事業者の提案に基づき設計業務・工事業務期間（上限8年）を短縮することができる。ただし、維持管理業務期間（16年）は変更できない。

8. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

9. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、東北地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

10. 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等（以下、「当該基準等」という。）を適用する。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 東北地方整備局「土木設計業務等共通仕様書（案）」（令和2年3月25日）
- (2) 東北地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書（案）」（令和2年3月25日）
- (3) 東北地方整備局「土木工事共通仕様書」（令和2年）
- (4) 東北地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値」（令和2年）
- (5) 東北地方整備局「土木工事共通特記仕様書（平成31年以降）」（平成31年4月）
- (6) 東北地方整備局「写真管理基準」（令和2年）
- (7) 東北地方整備局「共通仕様書参考資料（平成31年以降）」（平成31年4月）
- (8) 東北地方整備局「設計施工マニュアル（案）」（平成15年4月）
- (9) 東北地方無電柱化協議会「電線共同溝整備マニュアル（案）」（令和2年3月）
- (10) 東北地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」（令和2年3月改訂）
- (11) 東北地方整備局「地盤変動影響調査算定要領」（令和2年3月改訂）
- (12) 東北地方整備局「用地関係補償基準体系図」（平成30年3月）
- (13) 東北地方整備局「既存公共施設等のうち管路施設に関する調査算定要領」（平成30年3月改訂）
- (14) 東北地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2」（平成15年3月）
- (15) 日本道路協会「共同溝設計指針」昭和61年
- (16) 道路保全技術センター「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）」（平成6年3月）
- (17) 道路保全技術センター「電線共同溝」（平成7年11月）
- (18) 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」平成25年版
- (19) 国土技術研究センター「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）」
- (20) 国土交通省「CIM導入ガイドライン（案）」（令和2年3月）

11. 業務の監視

東北地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施

していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

1 2. 関係者協議会等の設置

東北地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、東北地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会等を必要に応じて設置する。

1 3. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならない。

また、事業者は、東北地方整備局に調査報告書を提出し、維持管理対象施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を事業期間終了日の2年前から開始するものとする。

1 4. 要求水準の変更

東北地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等の不可抗力その他国及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、東北地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

1 5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を東北地方整備局に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、東北地方整備局と協議しなければならない。

第2 調査・設計業務

1. 総則

(1) 一般事項

事業者は、選定された自らの提案に基づき、本施設の調査・詳細設計業務を実施する。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第10. 適用基準に示す各共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降のとおりとする。

なお、設計にあたっては的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）、歩行者及び車いす利用者等へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて調査・設計業務を実施すること。

- 1) 事業者は、調査・設計業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2) 事業者は、東北地方整備局に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 3) 東北地方整備局は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。
- 4) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を東北地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを東北地方整備局に提出するものとする。
- 5) 調査・設計業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うものとする。
- 6) 東北地方整備局が地域住民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は東北地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 配置技術者の確認

事業者は、業務計画書（土木設計業務等共通仕様書（案）第1112 条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。また本業務の管理技術者は、事業者が提出した第一次審査資料に記述した配置予定の技術者でなければなら

ない。

(4) 打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、共通仕様書に定めるものに加え、東北地方整備局と協議の上実施するものとする。

(5) 再委託

1) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務における「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- ①設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- ②解析業務における手法の決定及び技術的判断

2) 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書第1128条第2項に規定する部分とする。

3) 共通仕様書第1128条第2項に基づき、再委託の承諾を申請する場合は、共通仕様書別添様式2により申請するものとし、東北地方整備局が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。

(6) 合同現地踏査

東北地方整備局及び事業者合同での現地踏査を希望する場合は、東北地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、東北地方整備局と事業者間で相互に確認するものとする。

(7) 設計図書等の提出

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、共通仕様書に基づき以下の設計図書等を作成し、東北地方整備局に提出するものとする。

なお、業務履行中、東北地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

設計図書等	内容
埋設物調査結果	埋設物件平面図等
設計図	電線共同溝詳細設計
数量計算書	同上
報告書	同上 ・設計概要書 ・設計検討経緯書 ・本体構造計算書

設計図書等	内容
	・仮設計算書 ・施工計画書 等
事業費	事業費内訳書
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等

本業務の設計図書等は電子納品とする。電子納品とは、本業務の最終成果物を電子データで納品することをいう。

提出する成果物は以下のとおりとする。

- ・「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データ3部

(8) 公開用成果物の作成

成果物の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、東北地方整備局との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果物を別途とりまとめる。

(9) テクリスへの位置情報の入力

土木設計業務等共通仕様書(平成29年4月版)第110条第3項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	宮城県富谷市富谷仏所	緯度38° 24′ 00″	経度140° 53′ 04″
終点	宮城県富谷市ひより台	緯度38° 24′ 12″	経度140° 53′ 07″

(10) 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

(11) 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに東北地方整備局と協議するものとする。

2. 調査・設計業務

(1) 調査項目

国道4号富谷地区において、埋設物調査の必要性が確認された場合、地下埋設物の状況を把握するために試掘又は非破壊の埋設物探査を実施する。

①試掘調査

②埋設物探査

なお、調査内容が確定した場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。

(2) 地下埋設物の確認について

設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

(3) 設計項目

国道4号富谷地区において、以下の詳細設計を行うものとする。

- ・電線共同溝詳細設計

なお、必要に応じ東北地方整備局と協議の上、道路詳細設計を実施する。

(4) 既存ストックの活用について

既存ストック活用方式は、主に電力・通信の管路、マンホール、ハンドホール等の既存設備を電線共同溝として活用するもので、譲渡費用、改造工事、支障移設工事等を含めたトータルコストの比較を行い、既存ストック活用方式の提供を検討するものとする。

事業対象区域において既存ストックを活用する場合は、その内容を東北地方整備局に報告すること。

3. BIM/CIM 活用業務について

(1) BIM/CIM 活用業務

本業務は、国土交通省が提唱するi-Construction の取組において、BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) を導入することによりICTの全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする業務である。

業務の実施にあたっては以下(2)～(6)を実施するものとする。

(2) 定義

- 1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産・管理システム全体の最適化を図る取組である。その実現に向けてBIM/CIMを活用した業務(BIM/CIM活用業務)を実施するものとする。
- 2) BIM/CIM活用業務とは、建設生産・管理システムの以下の各段階において、BIM/CIMモデルを活用する業務であり、本業務では試掘及び埋設物探査及び対象工種(構造物)は、道路(地下構造物設計)とする。

- ① BIM/CIMモデルの作成・更新
- ② BIM/CIM モデルを活用した検討の実施
- ③ BIM/CIMモデルの納品

(3) 業務内容及び対象範囲

BIM/CIMは、上記(2)2)に示す工種(構造物)に適用することとし、具体的な業務内容及び対象範囲は、「BIM/CIM 活用ガイドライン(案)」(以下「BIM/CIM ガイドライン」という。)〈http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000064.html〉を参考に、東北地方整備局と協議するものとする。なお、実施内容等については業務計画書にその概要を記載し、詳細についてはBIM/CIM 実施計画書に記載するものとする。

なお、BIM/CIM 実施計画書の作成にあたっては「BIM/CIM ガイドライン別添-2 BIM/CIM 実施計画書(案)」

〈http://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/spec_cons_new.html〉を参考に必要事項を記載すること。

(4) BIM/CIM 活用業務の実施

BIM/CIM を活用し、以下の項目を実施する。

BIM/CIM 活用業務の実施にあたっては、業務計画書とは別に、一連のBIM/CIM の実施にかかる内容についてBIM/CIM 実施計画書を作成する。

また、BIM/CIM 実施計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/CIM の実施にかかる内容について設計変更があった場合にはBIM/CIM 実施(変更)計画書を提出すること。実施結果についてはBIM/CIM 実施報告書としてBIM/CIM モデルとともに納品するものとする。

1) BIM/CIMモデルの作成・更新

BIM/CIM モデルの作成にあたり、BIM/CIM ガイドラインを参考に、東北地方整備局と事業者間協議で以下の内容を決定する。以下の内容について、変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

- ① 作成・更新するデータモデル(地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等)
- ② 3次元モデルの種類(サーフェス、ソリッド等)
- ③ BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲
- ④ BIM/CIM モデルの詳細度
- ⑤ 付与する属性情報(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等)
- ⑥ BIM/CIM モデルの活用項目
- ⑦ BIM/CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類の

事業者は、設計対象構造物について、調査段階等の上流工程から受け渡された成果品、BIM/CIM モデル（測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成・更新した構造物、土工形状の3次元モデル、統合モデル等）等を用いて、設計対象構造物の3次元モデルを作成・更新し、設計における属性情報をBIM/CIM モデルへ付与を行うものとする。設計変更が生じた場合は、設計変更内容に応じて、BIM/CIM モデルの再編集等、3次元モデルの形状や属性情報の変更反映を行うものとする。

なお、付与する属性情報については、BIM/CIM ガイドラインに記載されているものを標準とするが、東北地方整備局との協議により変更してもよい。

2) BIM/CIM モデルの活用

BIM/CIM ガイドラインを参考に、以下の活用項目についてBIM/CIM モデルを活用して業務効率化を図る。

以下の項目のうち、いずれか4つ以上の項目にBIM/CIM を活用する。ただし、a) については原則として実施するものとする。なお、現場条件等により4項目の実施が難しい場合には3項目の実施とすることも可能とする。

- a) 情報共有システムを活用した関係者間における情報連携
- b) 後工程における活用を前提とする属性情報の付与
- c) 工期設定支援システム等と連携した設計工期の検討
- d) BIM/CIM モデルを活用した工事費等の算出
- e) 契約図書としての機能を具備するBIM/CIM モデルの構築
- f) 異なるソフトウェア間で互換性を有するBIM/CIM モデルの作成
- g) 施工段階におけるBIM/CIM モデルの効率的な活用方策の検討
- h) 維持管理段階におけるBIM/CIM モデルの効率的な活用方策の検討

3) BIM/CIMモデルの納品

『BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説』に基づき、電子成果品を納品する。〈http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000064.html〉

(5) 使用する機器類について

上記（4）1）～3）を実施するために使用する機器類は、事業者が調達すること。

BIM/CIM モデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、BIM/CIM ガイドラインや『BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説』に掲載されているソフトを参考に、事前に東北地方整備局と協議してBIM/CIM 実施計画書に記載するものとする。

(掲載URL <http://www.ocf.or.jp/cim/CimSoftList.shtml>)

東北地方整備局は、BIM/CIM 活用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に事業者に貸与するものとする。

(6) BIM/CIM 活用業務の費用について

- 1) BIM/CIM 活用業務で実施する項目については、前条(4)、(5)に示す内容を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2) BIM/CIM 活用業務に要する費用は、当初見込んでいないため、「BIM/CIM 実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。
なお、見積書提出後、事業契約書の「契約の変更」の規定に基づき、「BIM/CIM 実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、東北地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

4. 調整マネジメント業務（設計段階）

(1) 一般事項

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について東北地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

(2) 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の(3)から(7)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、東北地方整備局へ提出する。

(3) 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については東北地方整備局及び富谷市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、東北地方整備局が富谷市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

(4) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。

なお、占有業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には東北地方整備局へ報告する。協議完了後は、協議結果を東北地方整備局へ報告するものとする。

(5) 占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条1項の規定に基づく占用許可申請書により、以下に掲げる占用業者等と協議したうえで設計図書を作成するものとする。

宮城県公安委員会

東北電力

東日本電信電話株式会社

株式会社ジェイコム埼玉・東日本

株式会社 USEN

(6) 占用業者等と引込管及び連系管等の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管及び連系設備の設計を行うとともに、引込設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込管及び連系管等の同時施工について、調整を行うこと。

なお、引込管、連系管及び連系設備に係る費用については、東北地方整備局と協議して決定する。

(7) 道路標識、照明灯、信号等の計画調整

事業者は、道路標識、照明灯、信号等の計画については、事業者が交差道路の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。

- ・道路標識及び照明灯は、事業者が関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。
- ・信号機は、道路管理者が所轄警察署と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。

第3 工事業務

1. 総則

(1) 一般事項

事業者は、調査・設計業務の設計図書等に基づき、本施設の工事業務を行う。

また事業者は、既存支障施設の移設・解体撤去・復旧及び本施設の完成後、施設の所有権移転を行うと共に、工事業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、共通仕様書に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降に示すとおりとする。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- 1) 事業者は、本施設の工事を自己の責任において実施するものとする。
- 2) 工事の実施にあたり必要となる工事説明会等の地域住民への対応・調整については、東北地方整備局と富谷市と協議のうえ行うものとする。
- 3) 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- 4) 事業者は、工事着手の30日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、東北地方整備局と協議のうえ、着工予定日の前営業日までに東北地方整備局に提出するものとする。
- 5) 事業者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたるものとする。
- 6) 事業者は、工事業務期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- 7) 事業者は、東北地方整備局に対し、工事業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 8) 東北地方整備局は、工事業務の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- 9) 工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うものとする。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、東北地方整備局と事業者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、東北地方整備局の確認を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1) から4) の全てを実施することとする。

1) 対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、事業者は東北地方整備局に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

事業者は、1) の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成30年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成30年3月）及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）に準ずるが、2) に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準（平成30年3月）「2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、2) に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する）を、工事完成時に東北地方整備局へ納品するものとする。なお納品時に、事業者はURL

（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて東北地方整備局へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、東北地方整備局が確認することがある。

(4) 工事書類簡素化の試行

本工事は、「工事書類の簡素化」の試行工事である。対象の工事書類および試行内

容については、下表のとおりとする。

表 工事書類簡素化の試行対象とその内容

大項目	項目	作成書類 削減	重複確認 廃止	試行内容
工事中の 安全確保	現場環境 改善	○	—	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、写真管理基準（案）により必要
	足場の設置	—	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
	安全巡視	—	○	東北地方整備局は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
	定期安全検 収・訓練等	—	○	
交通安全 管理	交通誘導 警備員	—	○	東北地方整備局は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。

(5) 技術者の専任

- 1) 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 2) 工期内に竣工する場合、工事完成後、完成（引渡）検査が終了し（東北地方整備局の都合により完成（引渡）検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、完成（引渡）検査が終了した日は、東北地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者へ通知した日とする。

(6) 工期

工期には、施工に必要な実日数（稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	80日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数実働日数×係数）	0.67

④夏期休暇	3日間
⑤年末年始休暇	6日間

(7) 工事工程の共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、東北地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項を工事工程に記載し、処理対応者（「東北地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に東北地方整備局と事業者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①東北地方整備局と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(8) 施工時期、時間・施工方法の制限事項

本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、事業者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は速やかに東北地方整備局と協議しなければならない。

工種又は種別・細別	時間帯		期間
	作業開始	作業終了	
全工種	9時00分	17時00分	

(9) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

- 1) 事業者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、交通誘導警備員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に東北地方整備局の確認を得なければならない。
- 2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- 3) 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）（平成28年10月東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

(10) 安全対策（埋設物等公衆物損事故防止）

- 1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物管理者及び現場代理人の立会のもと、現地で確認するものとする。
- 2) 道路管理区域外での施工を行う場合は、その土地所有者及び関係者に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行うものとする。
- 3) 地下埋設物の詳細位置については、原則として試掘で確認するものとする。
- 4) 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。
 - ① 試掘位置は、埋設物の管理者及び事業者との調整により決定する。
 - ② 試掘による埋設物の確認は、埋設物の管理者及び事業者の立会により実施する。
 - ③ 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は追加調査を実施する。
- 5) 地下埋設物が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物の事故防止対策要領（案）（平成28年10月東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

(11) 交通安全に関する事項

- 本工事の施工にあたっては、交通誘導警備員を配置するものとする。
なお、詳細については、東北地方整備局と協議するものとする。

(12) 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を東北地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は東北地方整備局と協議の上決定するものとする。

(13) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情で、予定した条件により難しい場合は、東北地方整備局と協議するものとする。

ただし、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

① 分別解体等の方法

行程毎の作業内容及び解体方法	行程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻(無筋)【昼間】	東北黒沢建設工業(株)鶴巣 リサイクルセンター	黒川郡大和町砂子沢57-1
アスファルト殻【昼間】	世紀東急工業(株)仙台混合 所	富谷市上桜木2-5-1

※上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

③ 受入時間

東北黒沢建設工業(株)鶴巣リサイクルセンター : 9時00分～ 17時00分
世紀東急工業(株)仙台混合所 : 9時00分～ 17時00分

(14) 不具合等発生時の措置

事業者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を東北地方整備局に直ちに通知しなければならない。

(15) コリنزへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書(平成30年4月版)1-1-1-5コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 宮城県富谷市富谷仏所 緯度38° 24' 00" 経度140° 53' 04"
終点 宮城県富谷市ひより台 緯度38° 24' 12" 経度140° 53' 07"

(16) 国土地盤情報データベースへの登録

事業者は、土木工事共通仕様書(案)3-1-1-9 工事完成図書の納品及び地質・土質調査業務共通仕様書(案)第118条成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。事業者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における東北地方整備局の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。また、事業者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書(PDFファイル)を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHERS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

(17) 東日本大震災の影響に伴う特定調達品目の取扱いについて

特定調達品目については、共通仕様書(土木工事共通仕様書)第1編共通編第1章総則1-1-1-30に記載しているところであるが、東日本大震災の影響により、特定調達品目の調達が困難な場合は、東北地方整備局と協議するものとする。

(18) 品質証明

本工事は品質証明(社内検査)制度対象工事とする。

(19) 完成検査及び完成（引渡）検査

完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

1) 完成検査

- ・事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査を実施するものとする。
- ・事業者は、自ら行う完成検査の7日前までに、当該完成検査を行う旨を東北地方整備局に書面で通知するものとする。
- ・事業者は、前項の完成検査終了後速やかに報告し、東北地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

2) 完成（引渡）検査

- ・東北地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、事業者に対して検査日を通知し、完成（引渡）検査を実施するものとする。
- ・完成（引渡）検査は、東北地方整備局及び工事企業の臨場の上実施する。
- ・完成（引渡）検査は、工事目的物を対象として東北地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した工事完成図書等と対比して、以下に掲げる検査を実施する。
 - ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- ・東北地方整備局は、完成（引渡）検査の結果、本施設及び成果物が要求水準のとおり完成していることを確認した場合には、速やかに完成通知書を事業者に対して通知する。

(20) 工事完成図書の納品

1) 一般事項

事業者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

- ① 工事完成図
- ② 工事管理台帳

2) 工事完成図

事業者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（東北地方整備局の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

3) 工事管理台帳

事業者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理

台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

4) 電子成果品及び紙の成果品

事業者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC電子納品に関する要領・基準サイト」(<http://www.cals-ed.go.jp/index.html>)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。

5) 道路工事完成図等の電子成果品

事業者は、下表に掲げる道路工事完成図等作成の対象工事である場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

表 道路工事完成図等作成の対象工事

事業区分	工事区分	完成図						工事施設帳票
		平面図	縦断図	横断図	構造図	構造詳細図	用地丈量図	
築・改築 道路新	舗装	●	●	—	—	—	—	●
	共同溝	●※1	●※1	—	—	—	—	●
電線共同溝								
情報ボックス								

(凡例) ●：道路工事完成図等作成要領に基づく完成図等の作成、電子納品が必須

(注意) ※1：新土木工事積算体系のレベル2工種で「舗装工」を含まない共同溝、電線共同溝、情報ボックス工事については、平面図および縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、仮復旧及び道路の一部舗装のみを行う工事については平面図および縦断図を作成する必要はない。

2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物（道路付属物及び地下埋設占用物件）及び既存の歩道（舗装・縁石等を含む）・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うものとする。なお、既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含む。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

- 1) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占有者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
別途、東北地方整備局と協議するものとする。
- 2) 事業者が行う信号・標識等の移設に当たっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。
- 3) 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

3. 工事業務

(1) 無筋・鉄筋コンクリート（配合）

下記工種のコンクリートは、レディーミクストコンクリート標準仕様基準の次の規格によるものとする。

工種	区別番号	呼び強度	摘要
集水柵本体 基礎コンクリート 勾配調整コンクリート 場所打コンクリート 照明柱基礎	②	18(N/mm ²)	高炉セメント(B種)

(2) 無筋・鉄筋コンクリート（スランプ値）

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とし、レディーミクストコンクリート標準使用基準（平成29年6月8日一部改定）によるものとする。

(3) 見本・品質証明資料の確認

共通仕様書（土木工事共通仕様書）第2編 材料編 第1章一般事項 第2節4項により以下の材料については、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに東北地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	摘要
その他	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

(4) 再生資材

事業者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

材料名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	不陸整正、基礎砕石、下層路盤
再生加熱アスファルト混合物	再生瀝青安定処理	上層路盤
	再生粗粒度As20	基層、中間層
	再生密粒度As20T	表層
	再生細粒度As13	表層

なお、使用に際し舗装再生便覧を遵守するものとする。

(5) 特定調達品目

特定調達品目については、特定調達品目調達ガイドライン（案）を参照に、積極的な使用を推進するものとし、別添の「特定調達品目対象一覧表」を用いて、対象品目を東北地方整備局と事業者双方で確認するものとする。

(6) セメント

本工事に使用するセメントは、高炉セメント(JISR5211)B種としなければならない。

(7) 瀝青材料

工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。

材料名	規格	工種	摘要
ストレートアスファルト	針入度60～80	アスファルト舗装	
アスファルト乳剤	プライムコート(PK3)	アスファルト舗装	1. 2L/m ²
アスファルト乳剤	タックコート(PK4)	アスファルト舗装	0. 4L/m ²

(8) 路面標示用水性塗料

路面標示用水性塗料については、揮発性有機性溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。ただし、調達困難な場合は、東北地方整備局と協議するものとする。

(9) コンクリート副産物から再生された資材について

- 1) コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- 2) 事業者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を東北地方整備局と協議するものとする。
- 3) 事業者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備お

よび管理し、東北地方整備局からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 4) 事業者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は事業者がその試験に臨場しなければならない。
- 5) 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編1-3-3-3配合」に従うものとする。

(10) 工事現場の環境改善

- 1) 工事現場の環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、事業者は施工に際し、この主旨を理解し東北地方整備局と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

- 2) 現場環境改善の内容については、下記のとおりとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）

	5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
--	--

※上記表の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては適切な組み合わせとすること。

なお、以下の項目については、現場環境改善の内容に含まれないことから、実施にあたっては留意すること。

仮設関係：仮囲い、模様フェンス、仮歩道マット

営繕関係：デザインボックス、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、シャワー施設、ウォータークーラー、観葉植物、意見箱の設置

安全関係：バリケード、転落防止柵

- 3) 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
- 4) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
- 5) 工期設定に際しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮するものとする。

(1 1) 濁水処理

- 1) 舗装版切断時に発生する濁水等については、周囲に流出しないよう適正に処理を行わなければならない。なお、処分費等の必要が生じた場合には、その処理方法等について協議するものとする。
- 2) 「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（事業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（事業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。
- 3) 当該濁水処理に係る産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、東北地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

(1 2) 引込管・連系管等の施工

事業者は、引込管、連系管及び連系設備の施工を行うものとし、電線管理者への委託を基本とする。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

(1 3) 舗装の設計

事業者は、下記の設計条件により（14）に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法を東北地方整備局に提案するものとする。

- ① 設計は「舗装の構造に関する技術基準」（平成13年6月29日制定、以下「技術基準」という。）によるものとする。
- ② 舗装計画交通量は、3,000台/日・方向以上とする。

(14) 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標値	1年後の性能指標値	試験方法	試験頻度
塑性変形輪数	4000回/mm（以上）		舗装性能評価法による	舗装性能評価法による
平坦性	各車線毎に（ σ ）2.4mm以下		舗装性能評価法による	舗装性能評価法による
わだち掘れ量	—	各測点の最大値の平均値が5mm以下	舗装調査・試験法便覧の横断プロファイルメータによる方法または路面性状測定車による方法	各車線毎に20m間隔で測定

注1) 恒温槽より取り出した供試体は速やかにロサンゼルス試験機に投入すること。また、恒温槽から試験機投入までの間は、供試体の温度変化の防止措置を講ずるとともに恒温槽から供試体を取り出した後から試験開始までに要した時間と時刻を記録すること。

(15) 舗装施工直後の性能評価

- 1) 事業者は、舗装施工直後に(14)に規定する性能指標に関して測定を行い、その結果を東北地方整備局に提出するものとする。
- 2) 東北地方整備局は、前項に基づき提出された性能指標の値について評価を行うものとする。
- 3) (14)に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、東北地方整備局は事業者に必要な補修を行わせるものとする。

補修の方法は、事業者が東北地方整備局に提示し、東北地方整備局は現場条件等に照らして決定するものとする。

なお、次の事項は性能保持対象外とする。

- ・交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）
- ・路面標示部
- ・その他（マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、事業者は東北地方整備局と協議できるものとする。

(16) 性能保持及び性能評価

- 1) 性能保持期間中（1年間）、事業者は東北地方整備局に対し、自主的に性能の機能

回復処置を申し出て承諾を得ることにより、これを行うことができるものとする。

ただし、この機能回復処置費用は、事業者の負担とする。

2) 車道舗装の施工完了1年後の第10編第2章2-2に規定する性能指標に関する測定及び評価は、東北地方整備局が行うものとする。

3) (14)に規定する車道舗装の1年後の性能指標の値が適合しなかった場合、東北地方整備局は事業者に性能の回復処置を行わせることができる。

回復処置の方法は、事業者が東北地方整備局に提示し東北地方整備局は、現場条件等に照らして決定するものとする。

なお、次の事項は性能保持対象外とする。

- ・ 交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）
- ・ 天災等により路面に影響がある場合
- ・ 降雪時のタイヤチェーン使用等により路面に影響がある場合
- ・ 交通事故等により路面に影響がある場合
- ・ 路面標示部
- ・ その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、事業者は東北地方整備局と協議できるものとする。

(17) 性能の再評価

1) 舗装施工直後（または、1年後）の性能が(14)の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場合、事業者は再測定を行い、その結果を東北地方整備局に提出するものとする。

2) 東北地方整備局は、前項に提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

(18) 路面切削

路面切削終了後、速やかに段差摺付（横断方向）を行うものとする。施工については摺付勾配10%程度とし、摺付けを施工する層と同一合材を使用して、車道なみの品質を確保するものとし、舗装の施工時には摺付合材を撤去しないものとする。

なお、これにより難しい場合は東北地方整備局と協議するものとする。

4. BIM/CIM 活用工事について

(1) BIM/CIM 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management)を導入することによりICTの全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM活用工事である。

本工事の実施にあたっては、以下（２）～（８）を実施するものとする。

（２）定義

- 1) i-Construction とは、ICTの全面的活用、全体最適の導入、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することにより、建設生産・管理システム全体の最適化を図る取組である。その実現に向けてBIM/CIMを活用した工事（BIM/CIM活用工事）を実施するものとする。
- 2) BIM/CIM活用工事とは、建設生産・管理プロセスの以下の各段階において、BIM/CIMモデルを活用する工事である。対象工種（構造物）は、道路（地下構造物設計）とする。
 - ① BIM/CIMモデルの作成・更新
 - ② BIM/CIMモデルを活用した検討の実施
 - ③ BIM/CIMモデルの納品

（３）業務内容及び対象範囲

BIM/CIMは、本工事の（２）に示す工種（構造物）に適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲について、「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」（以下、「BIM/CIMガイドライン」という。）〈http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000064.html〉を参考に、東北地方整備局と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書にその概要を記載し、詳細についてはBIM/CIM実施計画書に記載するものとする。

なお、BIM/CIM実施計画書の作成にあたっては「BIM/CIM活用ガイドライン別添-2 BIM/CIM 実施計画書（案）」

〈http://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/spec_cons_new.html〉を参考に必要事項を記載すること。

（４）BIM/CIM 活用工事の実施

BIM/CIMを活用し、以下の項目を参考に実施する。

BIM/CIM活用工事の実施にあたっては施工計画書とは別に、一連のBIM/CIMの実施にかかる内容についてBIM/CIM実施計画書を作成する。

また、BIM/CIM実施計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/CIMの実施にかかる内容について設計変更があった場合にはBIM/CIM実施（変更）計画書を提出する。実施結果についてはBIM/CIM実施報告書としてBIM/CIMモデルとともに納品するものとする。

1) BIM/CIMモデルの作成・更新

BIM/CIMモデルの作成・更新にあたり、BIM/CIMガイドラインを参考に、東北地方整備局との協議で以下の内容を決定する。以下の内容について、変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

- ① 作成・更新するデータモデル（地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等）
- ② 3次元モデルの種類（サーフェス、ソリッド等）
- ③ BIM/CIMモデル作成・更新の対象範囲
- ④ BIM/CIMモデルの詳細度
- ⑤ 付与する属性情報（属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等）
- ⑥ BIM/CIMモデルの活用項目（本項2）に示す活用項目）
- ⑦ BIM/CIMモデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

事業者は、施工対象構造物について、設計段階等の上流工程から受け渡された成果品、BIM/CIMモデル等を用いて、施工に必要なBIM/CIMモデルの作成・更新を行うものとする。設計変更が生じた場合は、設計変更内容に応じて、BIM/CIMモデルの再編集等、3次元モデルの形状や属性情報の変更反映を行うものとする。

なお、付与する属性情報については、BIM/CIMガイドラインに記載されているものを標準とするが、東北地方整備局との協議により変更してもよい。

2) BIM/CIMモデルの活用

BIM/CIM導入ガイドラインを参考に、以下の活用項目についてBIM/CIMモデルを活用して業務効率化を図る。

以下の項目のうち、いずれか4つ以上の項目にBIM/CIM を活用する。ただし、a)については原則として実施するものとする。なお、現場条件等により4項目の実施が難しい場合には3項目の実施とすることも可能とする。

- a) 情報共有システムを活用した関係者間における情報連携
- b) 後工程における活用を前提とする属性情報の付与
- c) 工期設定支援システム等と連携した設計工期の検討
- d) BIM/CIMモデルを活用した工事費の算出
- e) 契約図書としての機能を具備するBIM/CIM モデルの構築
- f) 異なるソフトウェア間で互換性を有するBIM/CIM モデルの作成
- g) 施工段階におけるBIM/CIMモデルの効率的な活用方策の検討
- h) BIM/CIM モデルを活用した効率的な監督・検査
- i) 維持管理段階におけるBIM/CIMモデルの効率的な活用方策の検討

3) BIM/CIMモデルの納品

『BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説』に基づき、BIM/CIM モデルを

納品する。

〈http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000064.html〉

(5) 使用する機器類について

上記(4)1)～3)を実施するために使用する機器類は、事業者が調達すること。また、出来形管理等の施工管理を実施する場合、施工管理によって得られる点群データ等の3次元データは、事業者が作成・更新するものとする。

BIM/CIMモデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、BIM/CIMガイドラインや『BIM/CIMモデル等電子納品要領(案)及び同解説』に掲載されているソフトウェアを参考に、事前に東北地方整備局と協議してBIM/CIM実施計画書に記載するものとする。

(掲載URL <http://www.ocf.or.jp/CIM/CIMSoftList.shtml>)

東北地方整備局は、BIM/CIM活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(6) 出来形管理で取得された点群データ等

上記(4)2)でBIM/CIMモデルを活用し、出来形管理を行った場合、出来形管理で取得された点群データ等の3次元データを東北地方整備局に提出すること。

(7) 施工中の損傷等について

施工中にクラックやひび割れ等の損傷が発生し、東北地方整備局と対応を協議する場合、損傷の内容が分かる情報として、損傷の位置や状態を把握できる写真や調書などを属性情報としてBIM/CIMモデルに付与する。併せて、損傷に対する対応の有無と、対応の内容が分かる情報をBIM/CIMモデルに付与するものとする。なお、情報をBIM/CIMモデルに付与する方法(直接付与、外部参照など)については、事業者と東北地方整備局間で協議するものとする。

(8) BIM/CIM活用工事の費用について

- 1) BIM/CIM活用工事で実施する項目については、前項(4)(5)におけるBIM/CIMモデルの作成・更新・編集、第7項に示す項目を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2) BIM/CIM活用業務に要する費用は、「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。

なお、見積書提出後、事業契約書の「契約の変更」の規定に基づき、「BIM/CIM実施計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、東北地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

5. 調整マネジメント業務（工事段階）

（1）一般事項

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について東北地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、占用業者等及び関係機関との協議、要求水準等については、第2.4.調整マネジメント業務（設計段階）に準じるものとする。

（2）業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）の実施にあたり、次の（3）から（5）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、東北地方整備局へ提出する。

（3）工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、道路管理者及び所轄警察署等関係機関と調整を行うものとする。

（4）地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2.4（3）に準じるものとする。

（5）隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、「道路工事施行承認申請（道路法第24条）の手引き（案）（東北地方整備局）」に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

6. 整備施設の所有権移転業務

事業者は、完成（引渡）検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

第4 工事監理業務

1. 工事監理業務

(1) 一般事項

事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

(2) 業務計画

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、東北地方整備局へ提出する。

(3) 業務の実施

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書(業務月報「様式は任意」)を東北地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うこと。

なお、工事監理業務報告書(業務月報)の提出期間は工事着手月から施設引渡し月までとし、提出は毎月末の営業日までとする。

第5 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設について第2の調査・設計業務及び第3の工事業務に示された要求水準を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の維持管理業務を適切に遂行する。また、関係法令で定める全ての点検、検査、測定等を合わせて実施すること。

- 1) 点検業務
- 2) 補修業務
- 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(2) 業務計画

事業者は、業務実施にあたり以下に示す事項を記載した業務計画書を作成する。また、事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

- ・業務実施体制
- ・業務管理体制
- ・各業務の責任者の経歴、資格等
- ・業務担当者名及び経歴等
- ・業務提供内容及び実施方法等
- ・事業期間中の点検・補修業務の実施時期及び内容
- ・業務実施の周知内容及び方法
- ・業務報告の内容及び時期
- ・苦情等への対応
- ・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応
- ・安全管理
- ・その他、必要な事項

なお、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・東北地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

(3) 提出書類

事業者は、以下に示す図書を東北地方整備局に遅滞なく提出する。

1) 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、東北地方整備局へ提出する。また、事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

なお、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・東北地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

業務計画書と提出時期

業務計画書	提出時期
業務計画書	維持管理業務開始予定日の前営業日まで
年間業務計画書	当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで

2) 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について以下に示す業務報告書を作成し、東北地方整備局へ提出し、確認を受ける。

業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・入線・抜柱の管理 ・管理台帳の作成及び修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・入線・抜柱実施計画書 ・電線共同溝管理台帳の作成 ・情報BOX台帳の修正
実施後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・補修記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検記録表 ・補修結果記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続き記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・占用業者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入構記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関協議結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ記録簿 ・入線・抜柱協議結果 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
各事業年度内	<ul style="list-style-type: none"> ・入線・抜柱の状況 ・管理台帳の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・年報 ・入線・抜柱完了報告書 ・電線共同溝管理台帳の修正 <p>※修正がない年度は提出不要</p>

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

3) その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに東北地方整備局に報告する。また、東北地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応する。

(4) 交通安全管理

1) 事業者は、本業務の実施にあたっては、交通の安全について、東北地方整備局、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号、国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）を準用し、安全対策を講じなければならない。

2) 本業務における交通誘導警備員の構成人員は、上記安全対策について、「警備員等の検定等に関する規則」第2条に記載される交通誘導警備業務を行う場所毎に配置すること。

なお、交通誘導警備員の人数が決定した場合、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員A及びBは、公共工事設計労務単価に定義される職種とする。

3) 実際に交通規制を行った場合は、規制日時、場所、規制図、使用資機材、交通誘導警備員の員数などについて、その点検作業の報告時に合わせて東北地方整備局に報告すること。

4) 本業務の履行に当たっては、施工箇所毎に交通誘導警備員を配置するものとする。

なお、詳細については東北地方整備局と協議するものとする。

(5) 外部対応及び災害対応等

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

1) 苦情等への対応

事業者は、利用者からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに東北地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を東北地方整備局に報告する。なお、緊急を要さない場合は、東北地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに東北地方整備局に報告し、対応について協議する。

2) 災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応

事業者は、災害が発生した場合、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応する。

(6) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、東北地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

1) 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

2) 業務報告書提出時

3) 入線・抜柱等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検業務

(1) 一般事項

維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とし、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検を以下のとおり行う。また、電線共同溝の管理台帳を修正する。

点検は、事業者において実施方法を作成し、東北地方整備局と協議のうえ、実施するものとする。

(2) 要求水準

1) 事業者は、2) 及び3) の点検を実施すること。

2) 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver. 2.1（東北地方整備局）」参考にして点検を実施すること。なお、日常点検については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。

3) 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。

4) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

(3) 特記事項

1) 点検

東北地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、東北地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、東北地方整備局と協議の上点検を行うこと。

2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに東北地方整備局に報告する。

また、大雨による浸水被害等が予見される場合、事業者は事前に必要な点検および対策等の措置を東北地方整備局と協議の上実施すること。

3) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずる。

3. 補修業務

(1) 一般事項

電線共同溝について施設性能の維持を目的として、電線共同溝の補修を実施する。

なお、東北地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、東北地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、東北地方整備局と協議の上補修を行うこと。

また、補修及び対応に関する費用負担については東北地方整備局と協議すること。

(2) 要求水準

事業者は、点検の結果、補修が必要と判断した場合には、東北地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。

(3) 特記事項

1) 補修

東北地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、東北地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、東北地方整備局と協議の上補修を行うこと。

4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(1) 一般事項

本業務は、他の占有業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

(2) 業務の範囲

本業務は、東北地方整備局と事業者で手続きを分担して、他の占有業者等と必要な調

整を行い、円滑な維持管理業務を実施するものである。工事完了後に行う連系設備、入線及び抜柱に関する各業務範囲の役割分担を下表に示す。

担当	協議 ・調整	申請 ・受理	承認	実施	連絡 ・報告
東北地方整備局	—	○ 受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○ 完了報告
占用業者	○	○ 申請	—	○ <small>※事業者が希望する場合は別途協議</small>	—

事業者は、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者と実施工程に係る調整及び管理を行い、各年度の上半期中に次年度の実施箇所や実施月を東北地方整備局と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務は東北地方整備局と占用業者で直接行う。

なお、抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施の前年度に東北地方整備局と協議を行うこと。

(3) 要求水準

1) 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、入線及び抜柱等に係わる調整、管路利用の管理に際して、第2.4(5)に示す占用業者等と必要な協議・調整を行う。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行う。また、抜柱・入線についての予定時期を確認し、進捗状況について適宜東北地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

2) 連絡・報告

事業者は、他の占用業者等と必要な協議・調整を行った際は、東北地方整備局に連絡・報告を行う。

3) 抜柱完了時期

抜柱は、施設完成の2年後を目途として占用企業に完了させること。

なお、2年以内に完了が困難な場合は、東北地方整備局と協議して対応すること。

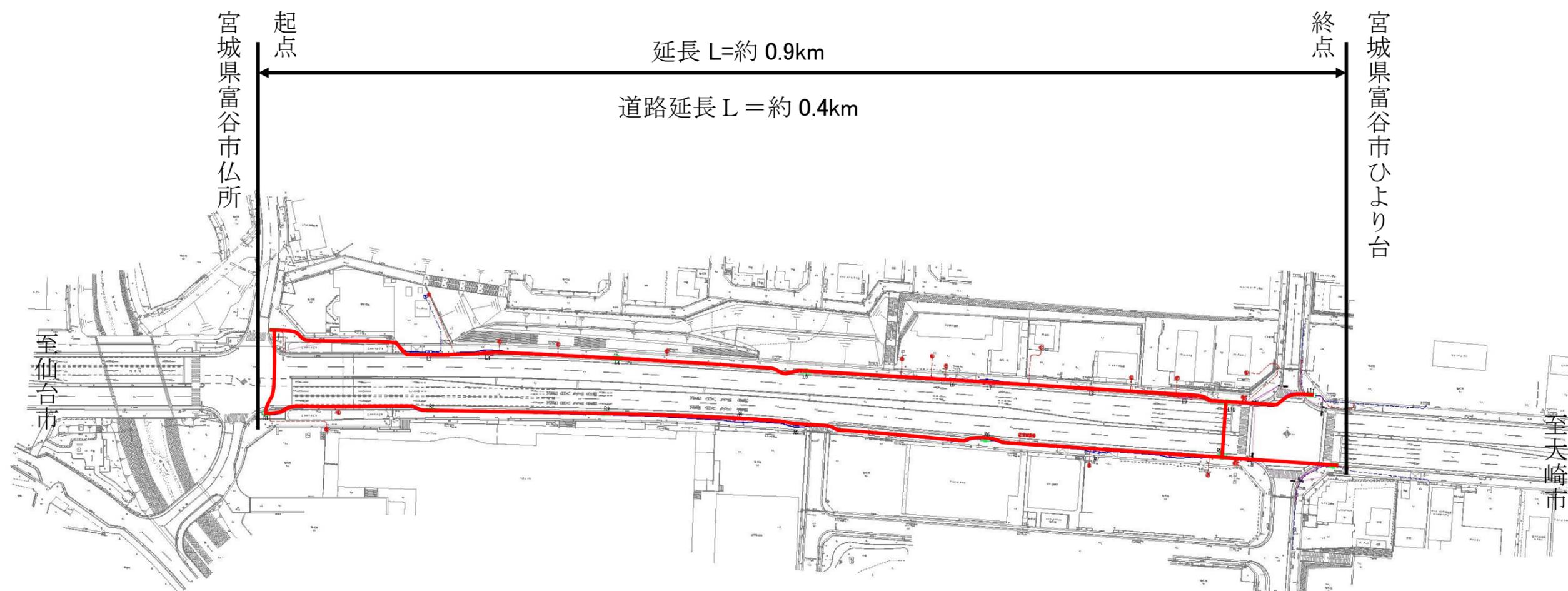
4) 管理台帳の作成、修正

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、点検業務及び補修業務等を踏まえ、必要に応じて修正する。

また、東北地方整備局が作成済みの情報BOX台帳について、修正を行う。

なお、これらの修正に伴う費用については、東北地方整備局と協議して決定する。

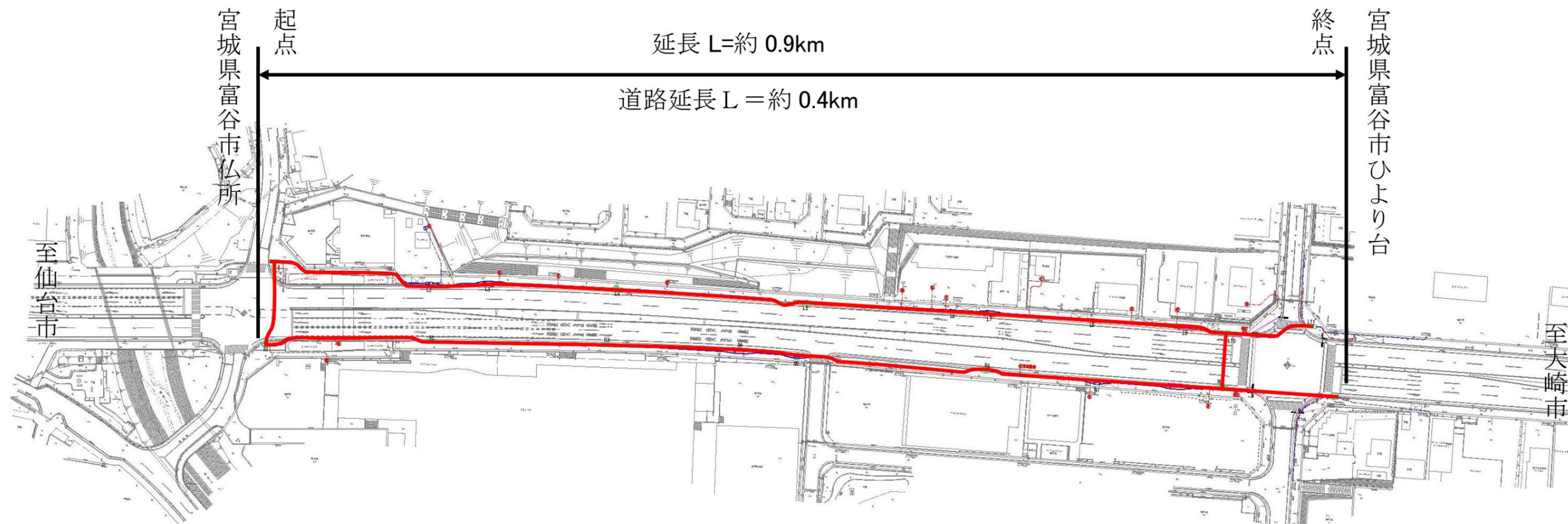
別紙 1 事業対象区域図



本事業は PFI 手法により、民間活力を導入して整備。
<事業内容>
①調査・設計業務
②工事業務
③工事監理業務
④維持管理業務
※調整マネジメント業務は、上記の①・②・④に含まれる

別紙2 ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲

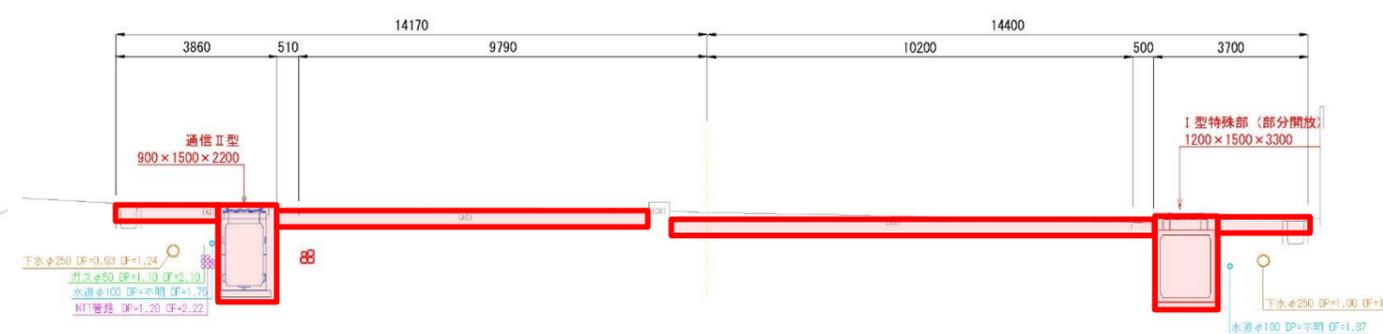
■ 平面図



■ 標準断面図 (管路部)



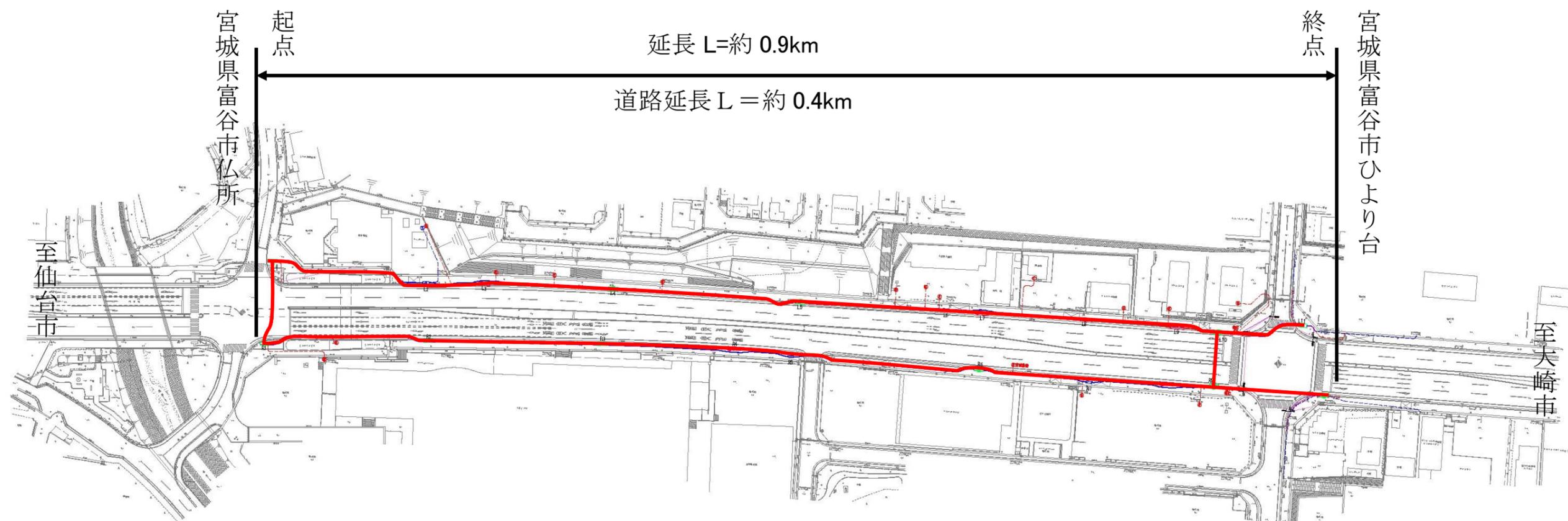
■ 標準断面図 (特殊部)



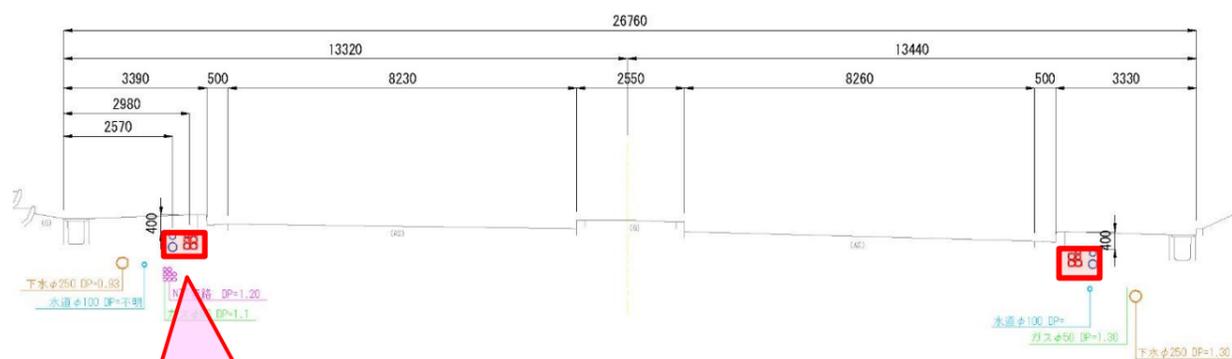
本事業 (上下線・横断部)

- ・①設計：電線共同溝、道路 (車道・歩道)
- ・②工事：電線共同溝、道路 (車道・歩道)
- ・③工事監理：電線共同溝、道路 (車道・歩道)

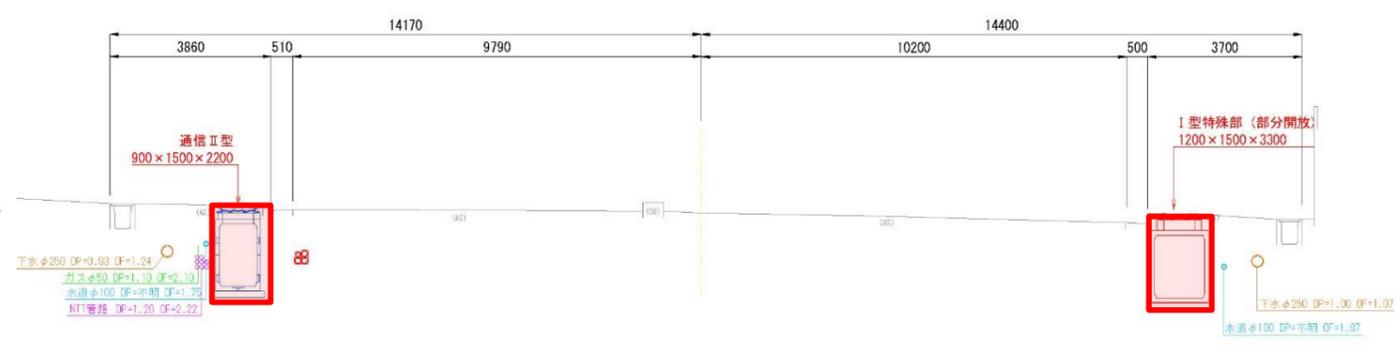
別紙3 エ 維持管理業務の対象範囲



■標準断面図（管路部）



■標準断面図（特殊部）



本事業（上下線）

- ・④維持管理：電線共同溝

別添 「特定調達品目対象一覧表」(土木関係)

分類	品目名		当該工事該当品目	
	(品目分類)	(品目名)	当初	変更
資材(H13)	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○	
	路盤材	再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材		
	混合セメント	高炉セメント フライアッシュセメント		
資材(H14)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		
	コンクリート及コンクリート製品	透水性コンクリート		
	塗料	下塗用塗料(重防食)		
園芸資材	パークたい肥 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)			
道路照明	環境配慮型道路照明			
資材(H15)	盛土材等	土工用水砕スラグ		
	塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○	
資材(H16)	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		
	セメント	エコセメント		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
資材(H17)	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
	コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材		
資材(H18)	盛土材等	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
資材(H20)	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
資材(H21)	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
資材(H22)	アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物		
建設機械(H13)	-	排出ガス対策型建設機械	○	
		低騒音型建設機械		
工法(H15)	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
工法(H16)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
工法(H23)	舗装(表層)	路上表層再生工法		
目的物(H15)	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		

